

私立保育所（公私連携型）と認定こども園の比較表

資料 3

	保育所（公私連携型）	認定こども園			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型 保育所も幼稚園も無い地域のみ設置可能
所管省庁	子ども家庭庁	内閣府・（子ども・子育て本部）			
根拠法令	児童福祉法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）			
1号認定	-	教育標準時間認定：満3歳以上			
2号認定	保育認定：満3歳以上				
3号認定	保育認定：満3歳未満				
法的性格	児童福祉施設	学校 かつ 児童福祉施設	学校 （幼稚園+保育 所機能）	児童福祉施設 （保育所+幼 稚園機能）	幼稚園機能+ 保育所機能
設置主体	制限なし	国・自治体・学 校法人・社会福 祉法人	国・自治体・学 校法人	制限なし	制限なし
目的・内容	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う	幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する			
教育保育内容の基準	保育所保育指針（幼稚園教育要領との整合性が図られている）	保育所保育指針に基づく保育 幼稚園教育要領に基づく教育			
職員の要件	保育士資格	保育教諭 （幼稚園教諭+保 育士資格）	満3歳以上：両 免許・資格の併有 が望ましいがい ずれかでも可 満3歳未満：保 育士資格	満3歳以上：両 免許・資格の併有 が望ましいがい ずれかでも可 ただし教育相当時 間以外に従事す る場合は保育士 資格が必要 満3歳未満：保 育士資格	満3歳以上： 両免許・資格の 併有が望ましい がいずれかでも 可 満3歳未満： 保育士資格
開園日・時間	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が原則（弾力運用可）	地域の実情に応じて設定
入所・入園手続き	町	原則として、設置者と保護者の直接契約 ※ただし、幼保連携型の保育所部分、保育所型については入所要件の保育の必要性の判定を町が行う			
保育料の決定	町	町（実費は設置者）			
保育料の徴収	町	原則として、設置者			
運営費	委託料	施設型給付費			
認可	鳥取県知事	鳥取県知事			